

令和4年度運営指導結果の概要（訪問介護）

長野県健康福祉部
地域福祉課福祉監査担当

1 実施結果

区分	実施数 ①	うち	指摘件数	文書指摘割合 (%) ②/①
		文書指摘 ②		
R4年度	127	56	108	44.1
R3年度	93	43	84	46.2
増減	34	13	24	

2 主な文書指摘事項

指摘事項	件数	割合(%)	【参考】 過去3年 平均(%)
勤務体制の確保等の不備	26	24.1	12.8
訪問介護計画の作成等の不備	24	22.2	38.5
運営内容・手続の説明及び同意の不備	16	14.8	8.1
報酬・各種加算の算定誤り、不備	16	14.8	16.1
従業者の員数の不備	9	8.3	3.7
その他	17	15.8	20.8
計	108	100.0	100.0

【主な指導事例】

○ 勤務体制の確保等の不備

- 事業所ごとに勤務表が適切に作成されていない事例がありました。

利用者に対し適切なサービスを提供することができるよう、従事者の日々の勤務時間、勤務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にした月ごとの勤務表を作成する必要があります。

特に有料老人ホームと併設の訪問介護事業所で介護職員が兼務している場合は、それぞれの勤務時間を明確に区分して管理する必要があります。

また、1名配置のサービス提供責任者が併設の有料老人ホームの宿直業務に従事していた事例がありましたが、サービス提供責任者は常勤専従である必要がありますので併設施設の業務に従事することができません。

- パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない事例がありました。
職場におけるハラスメントの内容及びハラスメント禁止方針を明確化し、相談窓口を定め、従業者に周知等することが必要です。

○ 訪問介護計画の作成等の不備

訪問介護計画が作成されていない事例や居宅サービス計画の援助方針等を踏まえて作成されていない事例がありました。

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況や希望を踏まえて目標を設定し、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成する必要があります。

計画の作成に当たっては、居宅サービス計画の内容に沿ったものとし、内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、利用者に交付しなければなりません。

また、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更を行います。

○ 運営内容・手続の説明及び同意の不備

利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況の記載がない事例がありました。

その他、運営規程の営業日、営業時間等が実態と相違している、運営規程と重要事項説明書の記載内容が一致していない事例がありました。

利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、訪問介護提供の開始について利用申込者の同意を得なければなりません。

○ 報酬・各種加算の算定誤り、不備

・ 初回加算

サービス提供責任者が訪問介護に同行した場合に、その同行訪問した旨の記録がない事例がありました。

・ 特定事業所加算

全ての訪問介護員等に係る個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画が作成されていない事例がありました。

○ 従業者の員数の不備

訪問介護員等の数が常勤換算方法で2.5人を下回る月があった事例や、サービス提供責任者に常勤専従の者が配置されていない事例がありました。

サービス提供責任者は常勤の訪問介護員等のうち、介護福祉士等の資格を有し、専ら訪問介護に従事するものを充てなければなりません。

【サービス向上に資する特徴的な取組事例】

- ・ ヒヤリ・ハットの記録様式に、「ピンときた」ことも記入できるようにして職員の気付きを促している。
- ・ ハザードマップに利用者の自宅の位置を記して危険度を可視化し、事業所内で共有して災害時に備えている。